

近江八幡市公告

新庁舎電話設備整備及びスマートフォン導入等業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 6 年 1 月 1 日

近江八幡市長 小西 理

新庁舎電話設備整備及びスマートフォン導入等業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

近江八幡市（以下「本市」という。）では、新庁舎整備事業を行っており、令和 8 年 1 月の供用開始を計画している。新庁舎では、デジタル技術の活用・I C T 環境の実現により、職員の業務効率化を図るとともに、市民サービスの向上に繋がる電話設備の環境整備を図るため、次の業務を発注する。

この要領は、新庁舎電話設備整備及びスマートフォン導入等業務について、当該目的及び内容に豊富な実績や技術力等を有するなど、最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式による事業者の選定手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

（1）業 務 名

新庁舎電話設備整備及びスマートフォン導入等業務

（2）業務内容

別紙「新庁舎電話設備整備及びスマートフォン導入等業務仕様書」のとおり

（3）履行期間

①新庁舎電話設備整備 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

②システム構築 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

※令和 8 年 1 月 1 日（本格運用）から新庁舎での電話設備及びスマートフォン F M C が運用可能な状態にすること。

※電話設備整備（P B X）及びスマートフォン F M C の初期設定および納品を含む。

③スマートフォン F M C 契約締結日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

※スマートフォン等利用料は、令和 8 年 1 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日までの費用として、払うこととする。

なお、本格運用までに試行運用期間を設けること。期間については、本市と協議のこと。

（4）契約上限額

本プロポーザルの業務提案価格の上限は、1 3 9, 7 8 9 千円（消費税相当額を含まず）とする。ただし、以下のそれぞれの金額を超えないようにすること。

①電話設備整備 8 8, 0 0 0 千円

②システム構築 3, 2 3 1 千円

- ③スマートフォン使用料 48,558千円（令和8年1月～令和12年3月）
なお、上限を超えての提案は失格とする。
* 令和6年度の支払いは行わない。

3. 担当部署

〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地
近江八幡市総務部管財契約課
電話：0748-36-5525 ファックス：0748-32-3237
電子メール：010416@city.omihachiman.lg.jp

4. 入札の参加に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- (4) 当該工事の入札書の提出期限の日又は落札決定の日において、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置の期間中でないこと。
- (5) 令和6年度近江八幡市役務提供入札参加有資格者名簿に「各種リース業務・レンタル業務」、または令和6年度近江八幡市建設工事入札参加有資格者名簿に「電気設備工事」で登録し、建設業法（昭和24年法律100号）第3条第1項の規定に基づく「電気通信工事」に係る建設業の許可を有し、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査において「電気通信工事」の総合評定値の評価を受けていること。ただし、登録していないものは「7 競争参加資格審査申請」に基づき申請を行い、承認を受けること。
- (6) 過去10年（平成26年度～令和5年度）において、地方自治体が発注した、庁舎電話設備整備（P B X）及びスマートフォンFMCの導入実績があること。

※庁舎電話設備整備（P B X）及びスマートフォンFMCについて、提案を求めるため、「① 庁舎電話設備（P B X）提供企業」及び「②スマートフォンFMC提供企業」による合同提案を認める。この場合、①②の一方を提案者とし、他方を「協力連携事業者」とする。
なお、「協力連携事業者」は、他の提案者及び「協力連携事業者」になることはできない。
※導入実績には、「協力連携事業者」の実績を含む。この場合、業務実績調書（様式4）に「協力連携事業者」による実績であることを明示すること。

5. 日程

- (1) 令和6年11月 1日（金）：公告・実施要領の公表、質問受付

- (2) 令和 6 年 1 1 月 7 日 (木) : 競争参加資格審査申請提出期限 午後 5 時まで
- (3) 令和 6 年 1 1 月 1 1 日 (月) : 競争参加資格審査結果通知
- (4) 令和 6 年 1 1 月 1 1 日 (月) : 質問書提出期限 午後 5 時まで
- (5) 令和 6 年 1 1 月 1 5 日 (金) : 質問回答
- (6) 令和 6 年 1 1 月 1 8 日 (月) : 参加表明手続き期限 午後 5 時まで
- (7) 令和 6 年 1 1 月 2 1 日 (木) : 参加資格確認結果通知
- (8) 令和 6 年 1 2 月 6 日 (金) : 提案書提出期限 午後 5 時まで
- (9) 令和 6 年 1 2 月 2 5 日 (水) 【予定】 : 審査会 (プレゼンテーション・ヒアリング)
- (1 0) 令和 6 年 1 2 月 2 7 日 (金) : プロポーザル結果通知

※現地確認を希望する場合は、事前に「3 担当部署」に記載の電話番号に連絡のうえ、調整のこと。

現地確認期間：令和 6 年 1 1 月 1 日 (金) ～令和 6 年 1 2 月 6 日 (金)

6. 実施要領、様式の公表

配布期間 令和 6 年 1 1 月 1 日 (金) ～令和 6 年 1 2 月 6 日 (金)

配布方法 本市ホームページからダウンロードすること。

近江八幡市公式ホームページ 総務部管財契約課掲載

(URL <https://www.city.omihachiman.lg.jp>) →各課の窓口→課

7. 競争参加資格審査申請

本業務の参加希望者のうち、本市の有資格者名簿に「各種リース業務・レンタル業務」・「電気設備工事」のいずれの登録もされていないものは、次のとおり申請すること。

- ① 提出期限 令和 6 年 1 1 月 7 日 (木) 午後 5 時まで (必着)
- ② 提出先 「3 担当部署」へ提出
- ③ 提出方法 持参、郵送 (書留郵便に限る) 又は宅配便
(郵送又は宅配便による提出の場合は、事前に「3 担当部署」へ連絡すること。)
- ④ 提出書類 別途定める「新庁舎電話設備整備及びスマートフォン導入等業務における役務提供競争参加資格審査申請書提出要項」、「新庁舎電話設備整備及びスマートフォン導入等業務における建設工事提供競争参加資格審査申請書提出要項」のとおり
- ⑤ その他 競争参加資格審査申請時に発行する受領書は、申請書の内容を確認したものではない。受付後、競争参加資格を審査し、資格を有すると認めたものを有資格者名簿に登録するものとして、令和 6 年 1 1 月 1 1 日 (月) までに電子メールにより通知し、後日原本を郵送する。この申請による有資格者名簿への登録については、当該プロポーザルのみ有効とする。

8. 質問書 (様式 1) の提出

本実施要領及び仕様書に関し、質疑がある場合は、以下の要領で質問書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年11月11日(月)午後5時まで
- (2) 提出場所 「3 担当部署」まで
- (3) 提出方法 電子メール
※タイトルを「プロポーザル質問書(事業者名)」とし、担当課へ受信の確認を行うこと。
- (4) 質問回答 令和6年11月15日(金)に市ホームページにて公表
<https://www.city.omihachiman.lg.jp>
※質問者に電子メールで回答し、市ホームページに質問回答を公表する。

9. 参加表明手続

本プロポーザルにおいて、提案書の提出を希望する場合は、以下の要領で必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限 公告日から令和6年11月18日(月)午後5時まで
- (2) 提出場所 「3 担当部署」まで
- (3) 提出方法 電子メールもしくは郵送(書留郵便に限る)又は宅配便
※電子メール送付の場合は、「3 担当部署」へ受信の確認を行うこと。
- (4) 提出書類
 - ①プロポーザル参加申出書(様式2)
 - ②会社概要書(協力連携事業者も含む)(様式3)
 - ③業務実績調書(実績の確認できる書類)(様式4)

10. 参加資格確認結果通知

プロポーザル参加申出書に基づき、参加資格を審査し、参加資格を有するものと認めた者に対して、確認結果をプロポーザル参加資格確認結果通知書(様式5)により通知する。

- ①通知日 令和6年11月21日(木)
- ②通知方法 電子メール

11. 提案書の提出

参加資格確認結果通知書が届いた者は、「12 提案書の作成」に基づき必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年12月6日(金)午後5時必着
- (2) 提出場所 「3 担当部署」まで
- (3) 提出方法 持参もしくは郵送(書留郵便に限る)又は宅配便
※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に持参すること。
- (4) 提案書の様式および部数
 - ①プロポーザル企画提案申込書(様式6) : 1部
 - ②提案書(任意の様式) : 9部
(併せてPDF等によるデータでも提出のこと)
 - ③見積書(様式7) : 1部
 ※別冊「仕様書」「13(3) 評価基準及び配点表」等に基づき提案すること。

(5)注意事項

- ①提出期限に遅れたものは、提出がなかったとみなし失格とする。
- ②提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。

12. 提案書の作成

次に基づき、必要な資料を作成すること。

(1)提案書

- ①提案書は用紙規格A 4 判で作成し、表紙・目次を除き、片面20 ページ以内とすること。
一部A 3 判も可能とするが、A 3 判1 ページはA 4 判の2 ページ分とする。文字サイズは原則として11 ポイント以上とする。ただし、図や表など表示しきれない部分についてはこの限りではない。
- ②文章を補完するために必要な図、写真、表などを盛り込むことも可能とするが、会社名を特定・識別できるような商号、名称、記号等は記載しないこと。
- ③「評価基準」の記載順序を意識して提案書を構成すること。ただし、これは提案範囲を限定するものではない。
- ④本市に有意義であると考えられる提案があれば、追加記載すること。
- ⑤電話設備整備（PBX）に係る5年間のランニングコスト（保守料・ネットワーク使用料等）の参考見積も記載すること。

(2)見積書（様式7）

- ①契約上限額のある新庁舎電話設備整備費、システム構築費、スマートフォン使用料は分けて記載すること。
- ②見積金額の内訳書（仕様書の委託業務内容の項目等）を作成し、添付すること。
- ③業務に必要な費用すべてを見積に含めること（税抜き）。

* 見積書（様式7）に記載する費用項目

- ・新庁舎電話設備整備費
- ・システム構築費
- ・スマートフォン使用料

- ④見積書は提案書とは別に封筒に入れ、「業務名」を記入し、封印すること。

(3) 辞退

プロポーザル参加資格確認結果を通知した後、応募を辞退する場合は辞退届（様式8）を提出すること。

13. 優先交渉権者の選定

以下の要領で審査を行い、優先交渉権者1 者及び次点者を特定する。

(1) 選定委員会

「新庁舎電話設備整備及びスマートフォン導入等業務に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱」に基づく委員会において、審査項目及び配点により審査し選定する。

(2) 審査方法

以下に示す手順により、審査を実施する。

- プレゼンテーション・ヒアリング

- ア 開催日時は、令和6年12月25日（水）【予定】に実施するものとする。
- イ 選定委員会において、提出書類及び提出書類に基づくプレゼンテーションの内容を審査する。
- ウ 提案審査及び提案価格の評価を合算した総合評価にて選定を行う。
- エ 総合評価点（120点満点）が最も高い提案事業者を優先交渉権者とし、次に総合評価点が高い提案事業者を次点者とする。ただし、価格評価点を除く提案評価点（100点満点）が6割に満たない場合は、優先交渉権者及び次点者として選定しない。
- オ 提案審査における提案評価点の算出方法は、選定委員会委員による評価の平均点を算出する。
- カ 最高総合評価点が同点の場合は、提案評価点が最も高い事業者を優先交渉権者とし、次に高い事業者を次点者に選定する。提案評価点も同点の場合は、選定委員会で協議のうえ、優先交渉権者及び次点者を選定する。
- キ 参加者が1者のみの場合であっても内容の審査及び評価を行い、価格評価点を除く提案評価点が6割以上を満たしている場合は、優先交渉権者として選定する。
- ク 「提案価格」の評価において、提案のあった見積書の金額が提案上限額を超えた場合は、提案は失格とし、評価の対象外とする。
- ケ 実施時間 1者につき50分程度（提案説明30分 質疑応答20分）
※参加事業者多数の場合は、変更となる可能性がある
- コ 説明資料 提出資料にて実施し、追加資料は認めない
- サ 出席者 7名以内で出席すること。
- シ 準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。
プレゼンテーションに使用する備品として、プロジェクター（HDMI端子で接続可能）、スクリーン、テーブル、椅子、電源タップおよびマイクは、選定委員会で準備する。

（3）評価・選定方法および審査基準

提案評価および価格評価により、優先交渉権者を選定する。

※詳細は、「評価基準及び配点表」のとおり。

No.	評価項目	点数
A	提案評価（提案書・プレゼンテーション評価）	（提案評価点） 100
B	価格評価	（価格評価点） 20
	合 計	120

A 提案評価（提案書・プレゼンテーション評価）

- ア 提案評価点＝各項目の合計とする。
- イ 選定委員が評価項目毎に、次の評価基準により採点する。

評価基準及び配点表

評価基準及び配点表					
	大項目	小項目	評価の視点	配点	
企画評価	方針及び組織体制	方針及び組織体制	・業務方針における管理体制と役割分担が明確であり、業務実施における工夫があるか。	10	10
	工程計画	業務工程計画	・業務実施工程が妥当であり、確実な業務の遂行が見込まれるか。 ・庁舎移転時における、電話環境の移行計画が職員の負担が少なく、実現性のあるものとなっているか。	20	20
	電話設備（PBX）	ランニングコスト	・将来的なランニングコスト（保守料・ネットワーク使用料等）を考慮した提案となっているか。	15	10
		操作性	・局線中継台等における電話交換操作が容易であるか。		5
	FMCサービス	全体構成（PBXとFMCサービスの連携）	・FMCシステム、新庁舎電話網の全体構成を理解した提案となっているか。	15	5
		外線発信 内線通話 転送機能 操作性	・FMC端末からの外線発信（庁舎電話番号の捕捉通知）の提案内容はどうか。 ・FMC端末同士の内線通話、FMC端末と固定電話との内線通話の提案内容はどうか。 ・外線ピックアップ、転送方法等の操作が容易か。		10
	管理者機能	利用端末の管理（MDM）	・電話帳をはじめ、具体的な管理機能、私的利用制限等、端末等管理はどうか。	10	5
		管理者機能	・人事異動、組織変更に伴う内線設定変更などが容易に行えるか。		5
	サポート体制	サポート体制 操作研修	・操作やサービス全般の問合せについて、対応ができるか。 ・専門知識がなくても理解ができる内容の研修会ができるか。	10	5
		緊急時対応	・万が一、通信障害発生時に対応できる体制が整っているか。		5
	独自提案	独自提案	・仕様書以外に、本市にとって有効な活用方法やアプリケーションなどの提案がされているか。	10	10
ヒアリング評価	プレゼンテーション	簡潔明瞭な説明、質問応答、姿勢・熱意	・プレゼンテーションが簡潔かつ明瞭か。 ・質問に対する応答が明快か。 ・本事業に積極的に取り組む姿勢や熱意が感じられるか。	10	10
	提案評価点				100

(各項目への配点×評価率)

※提案評価小計に、小数点以下の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

	評価の程度	評価率
A	優れた提案である	配点×1
B	やや優れた提案である	配点×0.8
C	標準的な提案である	配点×0.6
D	やや劣った提案である	配点×0.4
E	評価できる提案でない	配点×0.2

B 価格評価

当該業務の見積額（税抜き）について、それぞれの総額にて評価する。

価格評価点 = $20 \times (\text{最低提案価格} / \text{提案価格})$

※小数点以下の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

※それぞれの予定価格を超える見積額の場合は、失格とする。

※予定価格・業務内容等は、別冊「仕様書」等を確認すること。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査の結果については、ホームページで公表し、優先交渉権者及び次点者に対して、プロポーザル結果通知書（様式9）により通知する。なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

① 通知日 令和6年12月27日（金）【予定】

② 通知方法 電子メール

14. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合には、提案者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 本プロポーザルに関して、選定委員会委員等と接触があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (4) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由を認める場合

15. 契約

- (1) 本プロポーザルにより特定した優先交渉権者に対して、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、提案価格以内で見積徴取を行い、随意契約を行うものとする。
- (2) 優先交渉権者が辞退、若しくは協議が不成立であった場合、又はその他の理由で契約ができない場合は、次点の提案者と契約の交渉を行うものとする。
- (3) 本業務での契約については、電話設備整備とシステム構築、スマートフォンのリース契約となるため、契約上限額（提案価格）を超えない範囲で、次の3つに分けて契約を行うものとする。

- 「新庁舎電話設備整備」
- 「システム構築」
- 「スマートフォンFMC」

(4) スマートフォンFMCの契約については、毎月の1台あたりのリース料×台数(600台)を想定している。

16. その他

- (1) プロポーザルに関する一連の資料は、近江八幡市情報公開条例等の法令に基づき、公表される場合がある。
- (2) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案書の著作権は、それぞれの制作者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。なお、採用された提案書の著作権は近江八幡市に帰属するものとする。
- (4) 提案書は返却しない。
- (5) 今後想定される一連の委託業務に際しては、提案書中に記載された担当者については変更を認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について、本市がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- (6) 本プロポーザルに係る事前説明会は開催しない。質問がある場合は、質問書(様式1)を提出すること。